

	サービスマーケティング特論	選択必修	2 単位
	プロダクトデザイン特論	選択必修	2 単位
	地域イノベーション特論	選択必修	2 単位
	経営情報分析特論	選択必修	2 単位
	中小企業特論	選択必修	2 単位
	農産物輸出ビジネス特論	選択必修	2 単位
	国際食品マーケティング特論	選択必修	2 単位
	食品循環流通学特論	選択必修	2 単位
	地域協同組合論	選択必修	2 単位
	国際農業開発特論	選択必修	2 単位
	農業経営学特論	選択必修	2 単位
	国際フードビジネス特論	選択必修	2 単位
	産学連携学特論	選択必修	2 単位
	会計応用分析特論	選択必修	2 単位
	食サイエンス特別演習	選択必修	4 単位

特別研究は、4 科目（選択必修）を設定する。

科目については、以下のとおりである。

「食産業イノベーション特別研究Ⅰ」及び「食産業イノベーション特別研究Ⅱ」、「グローバルビジネス特別研究Ⅰ」及び「グローバルビジネス特別研究Ⅱ」は、地域共創科目やスキル科目、専攻科目を交えて体系的に修得した専門知と実践知を踏まえ、自らが設定した研究テーマや研究計画に基づき、修士論文の作成を目指す。

専攻科目は、講義科目（28 科目）及び演習科目（2 科目）を設定する。

各科目については、以下のとおりである。

「地域産業創成特論」は、産業創成科学専攻の複数教員や実務家によるオムニバス形式の講義とすることで、地域社会の産業的な特性と課題を総合的に理解し、自らの専門性を位置づけ、異分野の専門家と共創する素地を得ることを目的とする。

「共創価値創出演習」は、商品開発の一部だけを考えるような狭い思考性を打破するために、技術開発研究、商品開発研究、マーケティングといった一連の商品開発のプロセスを、専門が異なるメンバーによるチームで1つの事業計画を作成することを通して擬似的に体験するものである。これにより、各々の専門性を活かしつつ総合的に思考する見方を養い、地域を牽引する産業を創成するために必要な商品開発能力を修得することを目的とする。

「食品栄養科学特論」、「食品工学特論」、「食品機能生理学特論」、「園芸植物機能学特論」では、食品の機能性を理解することを目的とする。

「地域産物活性化特論」、「水産資源管理学特論」、「食品副産物資源の飼料利用特論」、

「植物遺伝資源栽培特論」では、地域資源の保護・活用策を身につけることを目的とする。

「非破壊分析特論」、「食料科学特論」は、地域資源の高付加価値化や商品化を実践するための手法を修得することを目的とする。

「ベンチャービジネス特論」、「コミュニティビジネス特論」、「地域イノベーション特論」、「中小企業論」、「地域協同組合特論」では、地域経済を牽引するローカルイノベーションを考え、地域経済が抱える課題とその解決策を検討できる力を身につけることを目的とする。

「グローバルビジネス特論」、「農産物輸出ビジネス特論」、「食品循環流通学特論」、「国際農業開発特論」、「農業経営特論」、「国際フードビジネス特論」では、グローバルな視野で地域資源の活用や流通を考えるため、グローバルビジネスの実態を理解するとともに、理論の応用力を身につけることを目的とする。

「プロダクトデザイン特論」、「経営情報分析特論」、「国際食品マーケティング特論」では、地域資源の商品開発に必要なマーケティング力を高めることを目的とする。

「産学連携学特論」では、地域の産業に高い付加価値をつける産学連携について、地域産業の活性化に携わる者として、関連する多様な資源を有効に活用できる実践力を身につける。

「会計応用分析特論」では、農林水産業を家業から事業へ転換するのに役立つ経営戦略の実現に必要な、会計学の観点から見た経営管理の側面やその実態を複眼的にとらえ、それらに対する洞察を深める能力を養うことを目的とする。

「食サイエンス特別演習」では、より高度な食品開発手法を身につけることを目的とする。

なお、産業創成科学専攻では、国家戦略・プロフェッショナル検定「食の6次産業化プロデューサー」レベル3を取得できるプログラムを併設する。

また、地域リノベーション専攻及び産業創成科学専攻の各専攻科目については関連する研究領域目を受講できるものとなっているが、『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申、第2章新時代の大学院教育の展開方策』の中で、大学院修士課程及び博士前期課程における教育・研究指導の在り方として、人社系大学院及び理工農系大学院では『幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム』が必要としているが、その趣旨に沿ったものとなっている。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成と基本的な考え方

本研究科は、地域の様々な課題に対応するため文系と理系の両分野の教員で教員組織を編成する。

なお、本学では平成 28 年度に学部改組を行って入学定員を見直している。平成 28 年度に入学した学生が卒業を迎え、令和 2 年度に進学する年代となる。学部改組時に併せて、教員も増員して学部改組に対応しており、具体的には、改組前（平成 27 年度）と比較して、改組後（平成 28 年度）における教員数（人文社会科学部、理工学部、農学生命科学部）は 9% 増（+34 名）、平成 30 年度では 14% 増（+54 名）となっている。

本学では、上記のとおり充実した教員体制のもと、本研究科の新設を含む大学院の再編を行うこととし、各大学院では、教員に過度に負担を強いることなく、研究・教育に集中できる体制を整えている。

また、専任教員の研究領域等は以下のとおりである。

地域リノベーション専攻に配置する専任教員の研究領域等

研究領域	研究分野	専門分野
コミュニティデザイン分野	文学	文化人類学・民俗学、心理学
	社会学	社会学
	工学	土木建築工学
	教育学・保育	教育学（社会教育学）
	経済学	応用経済学（含む歴史）
レジリエンステクノロジー分野	工学	土木建築工学、応用化学、機械工学
	理学	地理学、化学、天文・地球惑星科学
	環境	環境化学、環境生態学

産業創成科学専攻に配置する専任教員の研究領域等

研究領域	研究分野	専門分野
食産業イノベーション分野	農学	農芸化学、農学、畜産学、水産学
グローバルビジネス分野	経済学	経営学（経営学、マーケティング、企業論）、会計学・商学（商学・流通）
	農学	農業経済学

地域リノベーション専攻では、地域社会の維持と再生を構想し、実行する中核的な軸となる社会学と工学の専門性と俯瞰性を持つ高度専門職業人を育成するため、社会学分野・工学分野に関する教員及びこの両分野と関連する分野の教員が教育及び研究指導を担当する。地域リノベーション専攻には、社会学を主とする「コミュニティデザイン分野」と工学を主とする「レジリエンステクノロジー分野」の 2 研究領域に下記表の専任教員を配置し、地域共創科目、スキル科目、専攻科目、特別研究を担当させ研究指導を行わせる。「コミュニティデザイン分野」は、人口減少が進む超高齢社会において、必要な機能を維持する地域づくりのあり方を、社会的な観点から実践的に教育するものであり、専任教員は、専攻科目及び特別研究「コミュニティデザイン特別研究Ⅰ・Ⅱ」を担当するとともに研究指導に当たる。「レジリエンステクノロジー分野」は、環境と調和した、安心・安全で活力ある持続可能なレジリエンス社会を創造するために、防災

科学技術と分散型再生可能エネルギーの利用に関して、工学的な観点から実践的に教育するものであり、専任教員は、専攻科目及び特別研究「レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ・Ⅱ」を担当するとともに研究指導に当たる。

地域リノベーション専攻に配置する専任教員

研究領域	氏名	担当授業科目の名称	専門分野	研究領域	氏名	担当授業科目の名称	専門分野
コミュニティデザイン分野	杉山(安) 祐子	地域リノベーション特論 生態人類学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	文化人類学・民俗学	レジリエンステクノロジー分野	小岩 直人	地域共創特論 地形環境学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	地理学
	曾我 亨	地域リノベーション特論 地域調査演習 生態人類学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	文化人類学・民俗学		長南 幸安	知的財産管理特論 環境影響評価特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	化学
	羽瀧(佐々木) 一代	地域リノベーション特論 地域調査演習 メディア社会学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		片岡 俊一	地域共創演習 地盤震動工学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	土木建築工学
	増山 篤	地域データ解析特論 地域リノベーション特論 地理情報解析特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	土木建築工学		梅田 浩司	地域リノベーション特論 防災地質学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	天文・地球惑星科学
	北原 啓司	地域共創演習 都市・農村計画特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	土木建築工学		野尻 幸宏	地域リノベーション特論 気候変動科学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	環境化学
	高瀬 雅弘	地域調査演習 地域社会学演習 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		阿布 里提	地域共創演習 循環型エネルギー工学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	応用化学
	日比野(石岡) 愛子	地域共創特論 グループ・ダイナミクス特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		石川 幸男	生物多様性保全特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	環境生態学
	近藤 史	地域リノベーション特論 地域研究特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		官 国清	地域リノベーション特論 バイオマスエネルギー特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	応用化学
	白石 社一郎	地域リノベーション特論 都市社会学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		本田 明弘	地域共創特論 風力エネルギー工学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	機械工学
	李 秀眞	家族社会学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学		上原子 晶久	地域リノベーション特論 防災構造工学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	土木建築工学
	松本 大	地域リノベーション特論 社会教育演習 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	教育学(社会教育学)		島田 照久	エネルギー気象学特論 レジリエンス科学特別演習 レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ	天文・地球惑星科学
	土井 良浩	地域共創特論 コミュニティデザイン演習 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	土木建築工学				
	平井 太郎	地域共創演習 応用社会学特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	社会学				
	古村 健太郎	地域リノベーション特論 社会心理学演習 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	心理学				
	花田 真一	地域リノベーション特論 政策・事業評価演習 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	応用経済学(含む歴史)				
	深作 拓郎	地域リノベーション特論 社会教育特論 コミュニティデザイン特別研究Ⅰ コミュニティデザイン特別研究Ⅱ	教育学(社会教育学)				

また、産業創成科学専攻では、地域課題解決に取り組むために必要である農学と経営学の専門性と俯瞰性を持つ高度専門職業人を育成するため、教育研究分野として農学分野・経営分野に関する教員及びこの両分野と関連する分野の教員が教育及び研究指導を担当する。産業創成科学専攻には、農学を主とする「食産業イノベーション分野」と経営学を主とする「グローバルビジネス分野」の2研究領域に下記表の専任教員を配置し、地域共創科目、スキル科目、専攻科目、特別研究を担当し研究指導を行わせる。「食産業イノベーション分野」は、消費者のニーズに合致し、安全・安心、高品質で魅

力があり付加価値の高い「ブランド力」や「商品力」がある食品を創出する、あるいはそれらの力を向上させるために必要な基礎研究を推進できる人材、ならびに、商品開発から製造、流通までの過程を総合的にマネジメントできる人材を育成することを目的に、農学的な観点から実践的に教育するものであり、専任教員は、専攻科目及び特別研究「食産業イノベーション特別研究Ⅰ・Ⅱ」を担当するとともに研究指導に当たる。「グローバルビジネス分野」は、地域内の産業資源を異分野横断的な発想でプロデュースし、新しい地域の魅力を世界に発信できるビジネスの創出や、地域資源の輸出拡大に向けた積極的なサプライチェーンマネジメントを展開するなど、グローバルな市場のなかで地域経済を牽引できる人材を育成することを目的に、経営学的視点から実践的に教育するものであり、専任教員は、専攻科目及び特別研究「グローバルビジネス特別研究Ⅰ・Ⅱ」を担当するとともに研究指導に当たる。

産業創成科学専攻に配置する専任教員

研究領域	氏名	担当授業科目の名称	専門分野	研究領域	氏名	担当授業科目の名称	専攻分野
食産業イノベーション分野	安川 あゆみ	地域産物畜生化学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学	グローバルビジネス分野	大橋 忠宏	地域共創演習 経営情報分析特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	会計学・商学(商学・流通)
	岩井 邦久	地域産業創成特論 共創価値創出演習 食品栄養科学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		森 樹男	インターンシップA インターンシップB 地域共創演習 地域産業創成特論 共創価値創出演習 グローバルビジネス特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(経営学)
	佐藤 之紀	地域共創演習 食品工学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		黄 孝春	農産物輸出ビジネス特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(マーケティング)
	中島 晶	食品機能生理学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		保田 宗良	地域産業創成特論 サードマーケティング特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(マーケティング)
	中井 雄治	食料科学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		泉谷 真実	共創価値創出演習 食品循環流通学特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	勝川 健三	植物遺伝資源栽培特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農学		石塚 哉史	地域産業創成特論 国際食品マーケティング特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	君塚 道史	食品工学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		佐々木 純一郎	地域共創特論 共創価値創出演習 中小企業特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(企業論)
	西塚 誠	食品機能生理学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		内山 大史	共創価値創出演習 産学連携学特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(企業論)
	樋口 智之	食品機能生理学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		高島 克史	インターンシップA インターンシップB 地域産業創成特論 共創価値創出演習 ベンチャービジネス特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(企業論)
	津田 治敏	食品工学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	畜産学		大倉 邦夫	地域共創演習 共創価値創出演習 コミュニケーション特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(経営学)
	福田 寛	地域産業創成特論 水産資源管理学特論 食料科学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	水産学		佐藤 光輝	共創価値創出演習 プロダクトデザイン特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	経営学(企業論)
	島田 透	非破壊分析特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		成田 拓未	共創価値創出演習 国際食品マーケティング特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	房 家保	食品副産物資源の飼料利用特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	畜産学		佐藤 加寿子	国際フードビジネス特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	吉田 渉	食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	水産学		高梨子 文恵	地域共創演習 地域協同組合論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	林田 大志	園芸植物機能学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農学		佐藤 孝宏	地域共創演習 国際農業開発特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
	山元 涼子	食品栄養科学特論 食サイエンス特別演習 食産業イノベーション特別研究Ⅰ 食産業イノベーション特別研究Ⅱ	農芸化学		吉仲 怜	地域共創特論 農業経営学特論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学
					正木 卓	地域共創特論 地域協同組合論 グローバルビジネス特別研究Ⅰ グローバルビジネス特別研究Ⅱ	農業経済学

(2) 教員の年齢構成

本研究科は、専任教員 60 名で組織し、職位毎の人数は、教授 28 名、准教授 22 名、講師 4 名、助教 6 名である。

本学の定年退職の年齢は 65 歳である。また、専任教員の年齢構成は、30～39 歳が 6 名、40～49 歳が 28 名、50～59 歳が 18 名、60～64 歳が 8 名となっており、教育研究を安定的に行うことができる体制である。【資料 4 参照】

(3) 他研究科及び他機関との連携

本研究科は、深い専門性と幅広い俯瞰力に裏付けられた課題解決能力を修得する教育を行うため、既設の研究科の教員が兼任教員として授業を担当する。また、地域の他機関から各分野の専門家を迎え、地域の課題の解決に資する充実した教育を実施する。

なお、本研究科における一部の専任教員が、兼任教員として既設研究科の授業科目を担当する予定であるが、これら本研究科に参画する教員は、教職課程認定科目を受け持つとともに、多様な人材育成に対し高い意識をもつ教員であり、新研究科での教育研究に期待している教員集団である。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 地域共創科学研究科の教育方法等の基本的な方針

本研究科では、全ての学生に修士課程としての高度な専門知識と俯瞰性を修得させるとともに、異分野の専門家や地域の専門家と協働し、新たな価値を創造する（共創）ことで、持続可能な社会の実現に向けて地域社会の課題を解決できる能力を習得させるため、研究科全体の特徴的な取組として異分野を含めた複数の教員による研究指導体制を取る。

研究指導は、研究指導教員 1 名と研究テーマに応じて副指導教員 2 名の 3 名体制で実施する。副指導教員のうち 1 名（同じ研究領域の教員）には、組織的教育による学生の質保証（学位の質保証）という効果を期待し、もう 1 名（異なる研究領域の教員）には、幅広い視野の育成、異分野とのコミュニケーション能力、既存の枠を超えた新しい価値の創造という効果を期待している。異なる研究分野の教員については、基本的には同じ専攻内の教員を想定しているが、研究テーマが専攻の枠を超えるものである場合は、異なる専攻の教員となることもある。

研究指導教員は、学生の研究計画をもとに研究テーマの設定、履修指導、調査・分析の指導、修士論文の作成指導などを行う。研究指導教員は、入学時に学生本人の希望や本研究科の専任教員と相談の中で決定する。研究指導教員は学生に対して綿密な履修を指導する（その過程で他専攻科目のクロス履修を含む履修科目の指導等も行う）。ま

た、研究指導教員は学生と相談し、研究計画の内容をふまえながら、同じ研究領域の教員から1名の副指導教員と、異なる研究領域の教員1名を決定する。

副指導教員の役割は、同じ研究領域の副指導教員については、定期的な（年4回程度の）研究指導、修論発表会への参加などの役割を果たす。異なる研究領域の副指導教員については、定期的な（年2回程度の）研究内容に関するディスカッション、修論発表会への参加などの役割を果たす。副指導教員が行う研究指導やディスカッションの場には、その学生の研究指導教員や副指導教員が指導する学生等も参加することを推奨する。研究指導教員と副指導教員の研究指導方針に矛盾が生じないように調整すると共に、研究科内において異分野の教員同士や学生同士の研究交流の活性化を図る。また、副指導教員は、学生のメンターとなり、随時、キャリア等についての相談に応じることができる体制を取る。

ア 教育方法

本研究科では、地域共創科目及びスキル科目において、地域課題を解決するために協働しながら総合的に物事を捉え、実行する力を修得し、専攻科目において、専門性を活かしつつ、俯瞰性も得ることで異分野の専門家と協働する素地を修得する。これらの学修と特別研究を結びつけることによって、地域が必要とする高度専門職業人を養成する。指導プロセスは、入学当初のガイダンスを経て研究指導教員と履修計画を作成し、取得学位を考慮した科目を選択させ、必要単位の修得をふまえて、修士論文の指導を行う【資料3 参照】。

イ 履修指導

入学当初にガイダンスを実施し、専攻ごとの履修モデルを提示する【資料5 参照】。その後、研究指導教員と異なる専門性を持つ副指導教員と相談し、履修計画を作成する。なお、履修計画の作成にあたっては、研究指導教員等が適宜相談に応じ、確認の上、提出させることとする。

ウ 研究指導

研究指導においては、研究指導教員1名と副指導教員2名の3名体制で実施する。なお、副指導教員のうち1名は、研究指導教員と同じ研究領域の教員の中から選び、もう1名は異なる研究領域の教員の中から選ぶ。研究指導教員は、学生の研究計画をもとに研究テーマの設定、履修指導、調査・分析の指導、修士論文の作成指導などを行う。副指導教員（同じ研究領域）は、定期的な研究指導（年4回程度）と、修論発表会等のディスカッションに参加する。異なる研究領域の副指導教員は、定期的な研究内容に関するディスカッション（年2回程度）と、修論発表会等のディスカッションに参加する。

研究指導科目の特別研究は、選択必修8単位とし、研究テーマの設定、調査、分析等

の確認と、研究計画に基づく研究内容及び修士論文の作成状況等を評価する。

エ 修了要件

地域共創科目から4単位以上、スキル科目から2単位、専攻科目から16単位以上修得し、特別研究8単位を含む合計30単位以上修得するとともに、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

修士論文の審査は、研究科教授会の議を経て、当該研究科担当の教授（又は准教授等）のうちから、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出して、その審査を委嘱する。審査委員は修士論文の審査終了後、直ちにその結果を研究科長に報告し、研究科長は研究科教授会の議を経て学位を授与できる者と認定する。

なお、大学院学則第25条から第28条の規定に基づき、修士論文の審査を申請する者は、学位論文、審査願に論文、目録、学位論文、履歴書及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成19年規程第44号）第5条第3項に規定する研究倫理教育の受講を証明する書類を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする【資料7 参照】。

以上を踏まえ、本学では大学院生に対して研究倫理教育を義務付けており、「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE（エルコア））」を受講させている。

「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE（エルコア））」は、日本学術振興会『科学の健全な発展のために』編集委員会編『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をもとにして、研究倫理を学修できる e ラーニング教材である。人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものであり、研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されている。

なお、「研究倫理 e ラーニングコース（eL CoRE（エルコア））」の受講を修了すると、「修了証書」ボタンが表示され、ボタンをクリックすると PDF 形式の修了証書を表示することができることから、学生は、この修了証書を紙媒体に印刷して大学に提出する。

オ 学位論文の公表

本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するため、弘前大学学術情報リポジトリに、学位論文の全文を電子データとして保存し、無償で公開している。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

地域共創科学研究科の教育・研究を支える校地は、本学の文京町キャンパスである。文京町キャンパスは、4つの学部及び5つの研究科が設置され、全学の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健管理センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究科が新設されても、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設を備えている。

文京町キャンパスにおいては、運動場（11,516 m²）、体育館（3,394 m²）を有し、このほか、野球場、武道場、弓道場、テニスコート、サッカー・ラグビー場、プール等が整備されている。また、学生が休息するスペースとして、学生会館内に共同談話室、食堂、売店等が備えられている。

(2) 校舎等施設の整備計画

講義や演習等については、文京キャンパス内の既設の講義室や演習室等を利用する予定である。

また、本研究科の設置に伴い、学生が課題解決授業や講義以外にも時間外学習が可能な多目的演習室（2部屋）及び研究科長室（1部屋）を整備する予定である。各多目的演習室には、共用のノートパソコン及びプリンター、電子黒板としても使用可能なホワイトボードを設置し、ネットワーク環境を整備する。さらに、タッチディスプレイを導入することにより、グループワークやディスカッションがしやすい環境を整備する【資料8 参照】。

以上の校舎等施設の整備計画を踏まえ、学生の授業科目履修や研究活動に支障がない時間割を設定する予定である【資料9 参照】。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館は、現在、約82万冊の図書資料を所蔵し、電子ジャーナル約7,000誌や電子ブック約4,200点の閲覧が可能である。利用サービスは、休業期間を除き、土曜日及び日曜日も開館し、教育・研究活動を支援するとともに、地域社会にも公開し、一般の方への貸出も行っている。また、ホームページにより、利用案内、蔵書目録、電子ジャーナル、大学研究情報等の情報発信を行っている。

【開館時間】

本 館

	授 業 期	休 業 期
月～金	9：00～22：00	9：00～17：00
土・日	10：00～17：00	休 館

分 館

	授 業 期	休 業 期
月～金	9：00～22：00	9：00～17：00
土・日	10：00～17：00	10：00～17：00

なお、文京町キャンパスにある附属図書館本館は、学生の学修活動を支援する施設としてラーニング・コモンズを導入しており、グループ学習が可能なアクティブ・ラーニング・エリアや、開放的な「オープンラウンジ」等があり、多様な学習形態に対応している。

8. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

ア 地域共創科学研究科のアドミッション・ポリシー

本学では、社会科学・工学・農学等の学士課程における修学をさらに高度化し、専門性と専門分野の垣根を越えた俯瞰性を兼ね備えた高い能力を有する“地域社会の未来を切り拓くフロンランナー”を育成するため、学士課程等で修得してきた分野の基礎的な知識のほか、地域の特性や課題を理解しながら、異分野にも興味関心を持ち、課題解決等に向け実践的に取り組む意欲と行動力のある者を受け入れる。

イ 各専攻のアドミッション・ポリシー

① 地域リノベーション専攻

過疎高齢化が進行する地域において、社会学や工学に関する高度な専門性及び俯瞰性を活用しつつ、リーダーシップを発揮し、コミュニティ機能の維持と再生を実現できる人材を養成することを目的としている。このような観点から、次のような能力・資質を備えた入学者を求める。

- 地域の特性や潜在的な資源等を深く理解し、地域を支える機能の維持や再生に必要な（社会学または工学などの）基礎的な知識を身につけている人

- 自らの専門に留まらず、異分野にも興味関心を持ち、異分野の専門家と一緒に地域の未来を構想し、その実現にむけて実践的に取り組む意欲と行動力のある人
- 地域社会の機能を維持し再生するために、地域の専門家や多様なステークホルダーと協働しながら、組織的に課題を解決する意欲のある人

② 産業創成科学専攻

農水産学や経営学に関する高度な専門性及び俯瞰性と、グローバルな志向性を持ち地域における産業の創成においてリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目的としている。このような観点から、次のような能力・資質を備えた入学者を求める。

- 地域の課題を深く理解し、課題を解決するために必要な（農水産学または経営学などの）基礎的な知識を身につけている人
- 自らの専門に留まらず、異分野にも興味関心を持ち、異分野の専門家と一緒に課題解決に向けて科学的に研究し、実践的に取り組む意欲と行動力のある人
- 地域産業の発展のために、域内だけで完結することなく、域外との連携も視野に入れた外向き志向で地域課題を解決する意欲のある人

（２）選抜方法

入学者の選抜は、多様な志願者を対象に、透明性・公平性を担保しつつ、上記（１）のアドミッション・ポリシーに基づいた人材を確保するため、専攻毎の一般入試により選抜する。

また、本研究科は、学士課程のレベルでは到達できない深い専門性と幅広い俯瞰力に裏付けられた課題解決能力をもつ人材を輩出するため、一般学生、社会人、外国人留学生の区分に問わず、学士課程で各分野（社会学及び工学、又は農学及び経営学）の基礎的な知識を身につけている入学者を求めることとし、入学者選抜方法は、一般学生、社会人、外国人留学生の区分に限定しない一般入試を行い、研究計画書等の書類審査と口述試験により審査する。

ア 地域リノベーション専攻

① 募集人員 15名

② 選抜方法

○一般入試

書類審査（学士論文の写し又はこれに準ずるもの及び研究計画書）の内容と口述試験により審査することとし、専門分野についての学力及び問題解決能力を含めて、意欲や計画性等を問うものとする。

口述試験は、書類審査（学士論文の写し又はこれに準ずるもの及び研究計画

書)の内容を中心に行うこととし、志願者の専門知識や異分野を含む勉学への意欲・行動力を審査する。

イ 産業創成科学専攻

① 募集人員 15名

② 選抜方法

○一般入試

書類審査(学士論文の写し又はこれに準ずるもの及び研究計画書)の内容と口述試験により審査することとし、専門分野についての学力及び問題解決能力を含めて、意欲や計画性等を問うものとする。

口述試験は、書類審査(学士論文の写し又はこれに準ずるもの及び研究計画書)の内容を中心に行うこととし、志願者の専門知識や異分野を含む勉学への意欲・行動力を審査する。

9. 取得可能な資格

本専攻で取得可能な資格は、専門社会調査士(地域リノベーション専攻)、食の6次産業化プロデューサー LEVEL3(国家戦略・プロフェッショナル検定)(産業創成科学専攻)である。資格取得に必要な科目及び履修モデルは、以下のとおりである。

(1) 専門社会調査士

専門社会調査士は一般社団法人社会調査協会が認定する資格であり、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向や社会事象等をとらえる上で、「調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力多様な調査手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力を有し」ていることを認証するものである。

学士課程において社会調査士資格を取得した者は、地域リノベーション専攻が設置する下記科目から3科目を単位履修することで、専門社会調査士資格を申請することができる。

ア 資格取得に必要な科目

①「地域調査演習」(2単位)

社会調査協会が定める【H】調査企画・設計に関する演習(実習)科目に相当

②「政策・事業評価演習」(2単位)

社会調査協会が定める【I】多変量解析に関する演習（実習）科目に相当

③「グループ・ダイナミックス特論」（2単位）, 「応用社会学特論」（2単位）, 「社会教育演習」（2単位）のいずれか1科目

社会調査協会が定める【J】質的調査法に関する演習（実習）科目に相当

イ 履修モデル

1年次において「地域調査特論」を履修し、調査企画や設計の全体像を把握するとともに、「政策・事業評価演習」を履修し、多変量解析の手法を修得する。さらに、自らの研究テーマや、自らの専門性を深めたり視野を広めたりする上で必要となる科目を、「グループ・ダイナミックス特論」, 「応用社会学特論」, 「社会教育演習」のなかから1科目選択し履修する【資料6 参照】。

参考：社会調査協会「専門社会調査士カリキュラム詳細」

http://jasr.or.jp/for_students/get-sp/curriculum_sp/

（2）食の6次産業化プロデューサー LEVEL3（国家戦略・プロフェッショナル検定）

国家戦略プロフェッショナル検定「食の6次産業化プロデューサー」（食Pro.）は一般社団法人食農共創プロデューサーズが認定する検定制度で、「生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売・サービス（3次産業）の一体化や連携によって、地域の農林水産物を活用した加工品の開発、消費者への直接販売、レストラン展開など、食農分野で新たなビジネスを創出できる人材を育成・認定するシステム」である。「対象は農林漁業者、食品産業・外食産業・小売業などの従事者、行政機関や関連団体の職員などから学生まで、食の6次産業化に興味のある」人であり、6段階で評価するため、学び始めたばかりの人からプロレベルの人まで、レベルに応じた認定」が受けられる【図表9参照】。

この資格は各レベルに応じて設定された「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の2つの側面から評価をおこなうシステムとなっており、上記法人より認定された教育研修機関で「わかる（知識）」に関する育成プログラムを修了し、かつ自身の業務経験や実績をもとに「できる（実践的スキル）」に関するスキルを申請することで、レベル評価判定を受けることができる。なお、本研究科はレベル3の「わかる（知識）」相当の教育研修機関とする計画である。

◆ 図表 9 食の6次産業化を目指す人材のキャリア段位制度～レベル段位のイメージ～



ア 資格取得に必要な科目

- ① 農に関わる科目群：「食料科学特論」「食品栄養科学特論」「国際食品マーケティング」「食品循環流通学特論」など
- ② 経営に関わる科目群：「ベンチャービジネス特論」「サービスマーケティング特論」「会計応用分析特論」など
- ③ 6次産業化に関わる演習・実習レベルの科目群：「地域共創特論」「地域共創演習」「インターンシップ」など

※ レベル1では「6次産業化論」「農産物と水産物」「食品加工・衛生管理」「食品流通」「経営及び経営分析の基礎」などの講義や実習を受け、修了することが求められている。また、レベル2では「6次産業化関連法規・事例分析」「農産物と水産物（関連法規・技術）」「食品加工・衛生管理（法規・応用）」「マーケティング」「財務・事業計画」の講義を受け、修了することが求められている。そして、「経営戦略」「経営管理」「商品開発」「マーケティング」などの講義や実習を受け、修了することが求められている。

イ 履修モデル

1年次において、農や食に関わる講義（「食料科学特論」「食品栄養科学特論」「国際食品マーケティング」「食品循環流通学特論」など）の知識を身につけ、2年次において、経営に関わる講義（「ベンチャービジネス特論」「サービスマーケティング特論」「会計応用分析特論」）の講義を受講し、レベル3の申請に必要な知識を身につける。また、それらと並行して演習・実習的な内容を含む「地域共創特論」「地域共創演習」「インターンシップ」などを受けることで、申請に必要な「わかる（知識）」に求められる知識全般を修得する【資料6 参照】。

参考：食農共創プロデューサーズ編（2014）『食の6次産業化プロデューサー基幹教則本』

10. 管理運営

(1) 学長主導のガバナンス体制

本学は、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成を重視し、本学の課題解決と目標達成を果たしている。本研究科においても、学長が指名する研究科長がイニシアチブを十分に発揮できる研究科ガバナンスを実現することにより、迅速かつ効果的な運営が可能となる体制を構築する。

(2) 組織

ア 研究科教授会

本研究科の教育・研究，管理運営に関し，審議する。

イ 専門委員会

各専攻内の入試，カリキュラム等を具体的に審議するため研究科委員会の下に，以下の専門委員会を置く。

○入試委員会

- ・研究科の入学者選抜に関する事項
- ・研究科の入試案内及び募集要項に関する事項
- ・研究科委員会から付託された事項
- ・その他研究科に関して必要な事項

○学務委員会

- ・研究科の授業科目に関する事項
- ・研究科の学生に関する事項
- ・学位論文に関する事項
- ・研究科委員会から付託された事項
- ・その他研究科に関して必要な事項

○運営委員会

- ・研究科の規程に関する事項
- ・研究科の管理運営（予算）に関する事項
- ・研究科の将来計画に関する事項
- ・研究科委員会から付託された事項
- ・その他研究科に関して必要な事項

11. 自己点検・評価

本学は、本学の中期目標・中期計画に定めた本学の基本的な目標を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価に係る業務を行うため、評価室を設置している。評価室は、教育評価部門、研究評価部門、社会貢献評価部門、管理運営評価部門、診療評価部門、その他室長が必要と認めた評価部門から構成されており、主に、全学に係る組織の業務評価及び職員の業績評価の情報収集並びに基礎資料の作成、組織の業務評価及び職員の業績評価の評価基準の原案作成並びに評価基準の見直し、中期目標・中期計画・年度計画策定の基礎資料の作成、認証評価機関の評価に関する業務、全学に係る自己点検及び評価に関する業務、全学に係る外部評価に関する業務を行っている。

(1) 組織評価

各学部、研究科及び各研究所を対象に、毎年度実施することにより、それぞれの教育研究活動等の状況を明らかにし、本学の教育研究等の質の向上及び機能強化に推進することを目的として実施している。部局は、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、学長へ提出し、学長は教育研究活動等の状況に加え、別途収集する評価指標に関する状況に基づき、部局長から意見を聴取した上で、総合的な評価を行っている。なお、評価の結果は、役員会の議を経て、当該部局に通知される。

【評価項目】

- ①教育研究活動等の状況（教育活動、研究活動、社会との連携等）
 - ・ 中期計画の進捗状況
 - ・ 特記事項
- ②評価指標に関する状況
 - ・ 共通評価指標
 - ・ 選択的評価指標
 - ・ チャレンジ指標

(2) 教員業績評価

本学の教育研究等の質の向上を目的とし、毎年度、教員の業績評価を実施している。教員業績評価は、一次報告者による評価後、調整者による調整を経て、学長が最終評価を行う。また、学長は、評価項目及び評価基準、評価結果の分布状況等を公表し、当該評価結果を教育研究等の質の向上や活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させる。

【評価の種類】

活動状況評価、貢献度等評価

【評価の分野】

教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の5分野

(3) 職員人事評価

職員の職務上達成した結果や職務遂行能力等を公正かつ客観的に評価することを通じ、職員の資質・能力の向上と勤務意欲の増進を図るとともに、人材育成及び人事管理等に有効に活用し、その能力を最大限に発揮させることで、業務能率の増進と組織の活性化に資することを目的とし、毎年度実施している。

(4) 認証評価

本学では、平成 17 年度及び平成 24 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価を受け大学評価基準を満たしていると評価された。

1 2. 情報の公表

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公開している。

(1) 大学ホームページによる情報提供

弘前大学ホームページアドレス <https://www.hirosaki-u.ac.jp/>

(2) 教育研究活動等に関する情報の公開

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/educationalinfo/kyoikukohyo172-2.html>

トップページ>弘前大学について>公表事項>教育情報の公表>教育情報の公表（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の目的
- ・大学院の目的
- ・各学部及び研究科の目的

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・学部（学科，課程等）の名称

- ・研究科（専攻等）の名称

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教育研究組織図
- ・事務機構図
- ・教員数（部局別・職種別・男女別）
- ・教員の年齢構成（職種別・男女別）
- ・教員が有する学位及び業績
- ・教員の授業科目の特色

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況について

- ・入学者に関する受け入れ方針
- ・入学定員（編入学を含む）、収容定員、在学者数
- ・卒業者数、修了者数
- ・就職者数、進学者数

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

- ・学年暦

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

① 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学）

- ・学則
- ・教養教育履修規程
- ・国際交流科目履修規程
- ・人文社会科学部規程
- ・教育学部規程
- ・医学部規程
- ・理工学部規程
- ・農学生命科学部規程

② 学修の成果に係る評価及び卒業認定基準（大学院）

- ・大学院学則
- ・大学院共通科目履修規程
- ・人文社会科学研究科規程
- ・教育学研究科規程

- ・医学研究科規程
- ・保健学研究科規程
- ・理工学研究科規程
- ・農学生命科学研究科規程
- ・地域社会研究科規程
- ・授与する学位の名称
- ・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスの概要，キャンパスまでの交通機関
- ・課外活動の状況，課外活動施設
- ・休息がとれる環境，その他の学習環境

ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学料，授業料，奨学制度等
- ・授業料・入学料の免除について
- ・学寮生活に必要な経費
- ・教材購入費
- ・施設利用料

ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・各窓口担当及び諸手続など
- ・学生支援など（学生担任制度，オフィスアワー，学長直言箱，キャンパスマナー，学生表彰制度及び懲戒，経済生活，福利厚生など）
- ・課外活動
- ・教育職員免許状の取得
- ・学芸員の資格取得
- ・心身の健康について
- ・国際交流について
- ・就職について
- ・インターンシップについて

コ その他

① 弘前大学規則集

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/about/kisoku.html>

トップページ＞弘前大学について＞基本情報＞弘前大学規則集

② 学部・研究科の設置等に係る情報

https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/published/gakubu_setti.html

トップページ>弘前大学について>公表事項>学部・研究科の設置に係る情報

③ 自己点検評価・学部評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/ninsho.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>自己点検評価・外部評価

④ 認証評価

<https://www.hirosaki-u.ac.jp/information/plan/jiko-gaibu.html>

トップページ>弘前大学について>将来計画・大学評価>認証評価

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) ファカルティ・ディベロップメント (FD)

本研究科では、本研究科の教員が授業の運営や学生の研究指導等に関する情報交換を通して課題を共有することによって、授業改善や自らの研究指導能力の向上に向けて、スキルアップしていくことを目的とし、大学院FD研修を定期的実施する。

(2) 教育推進機構による教育の改善・充実等

本学では、本学の教育理念と目標に沿い、本学の学士課程教育及び大学院課程教育の充実を図るとともに、教育の改善・充実、学生の確保、キャリア形成に係る調査・研究、企画立案及び実施を総合的、全学的に行うことを目的として「教育推進機構」を平成24年7月に設置し、「教育の質の向上」「教育の評価」等に関する業務を行っている。

(3) 教育に関する表彰

本学では、教育に関して優れた業績を上げた教員に対する表彰の実施するため、教員の表彰制度を設け、教員の教育に対する意欲を高め、資質や能力の向上を図る。

(4) スタッフ・ディベロップメント (SD)

本学では、教職員に対して、コンプライアンス（法令遵守）の重要性を理解するためのコンプライアンス研修会、ストレス対処法を体得するストレスコーピング研修、ハラスメント防止を徹底するためのハラスメント対策講習会、情報セキュリティに関する意識向上を目的とした情報セキュリティセミナー、研究活動における不正行為に対応するための研究倫理教育(e1 Coreを導入)等を実施している。また、技術職員等

を対象として本学の学部・大学院の教育を受講させる社会人入学によるキャリアアップ（自己啓発）研修を実施するなど、引き続き、必要な知識及び技能を習得させるとともに、能力及び資質の向上を図る。

設置の趣旨等を記載した書類（資料編）

目 次

資料 1	地域共創科学研究科の概要	1
資料 2	地域を基にした他大学の学位，海外大学の学位	2
資料 3	授与する学位名称の決定方法	3
資料 4	国立大学法人弘前大学職員就業規則〔抜粋〕	4
資料 5	履修モデル（学位別）	5
資料 6	履修モデル（資格別）	7
資料 7	国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への 対応に関する規程	8
資料 8	院生室見取図	1 3
資料 9	時間割表（案）	1 4

地域共創科学研究科の概要

地域と共に創造する弘前大学

専門性と俯瞰性を兼ね備え、異分野の専門家や地域の専門家と協働し
新たな価値を創造（共創）できる高い能力を有する
“地域社会の未来を切り拓くフロントランナー”の育成

地域と共に人材を育成

青森県基本計画

産業雇用分野

- アグリ分野の持続的成長
- 「青森ツーリズム」の推進
- ライフ・グリーン分野の産業創出
- 地域産業の振興による多様な「しごと」の創出

安全・安心、健康分野

- 災害や危機に強いづくり、地域づくり
- 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

環境分野

- 県民みんながチャレンジする低炭素・循環型社会づくり
- 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進

教育・人づくり分野

- あおもりの未来をつくる人財の育成
- あおもりの今をつくる人財の育成

人材を輩出
課題解決に貢献

地域共創科学研究科

大学と地域が新しい知を共に創造することを「地域共創」と位置づけ、
「地域共創を科学する」研究科を目指す

理念

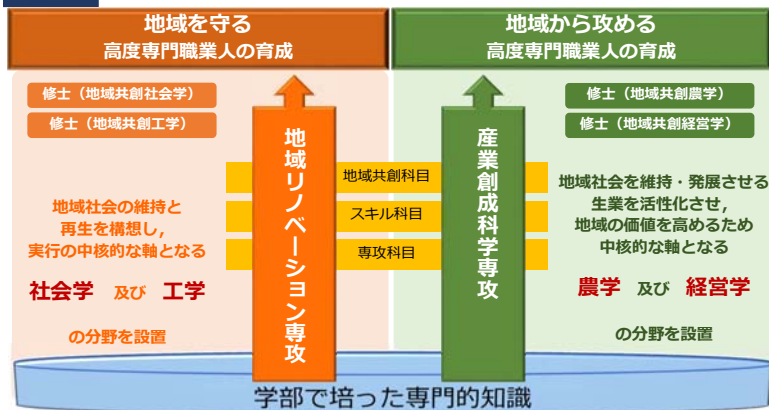
域学共創

地域の専門家等と共に現場が抱える課題を理解し、お互いの専門知や実践知を尊重しあいながら、地域の課題解決に資する考え方や価値を共に創り上げる

文理共創

文系と理系の両方の大学院生がそれぞれの専門性を意識しながら、協力して課題解決に取り組み、新しい価値を共に創り上げる

特色



地域のステークホルダー

COC+及びCOCの連携体制のもと、地域のステークホルダーとの対話・協働（共創）の場を設け、地域と共に地域創生に取り組む。⇒地(知)の拠点の実現



アグリ・ライフ・グリーン分野におけるイノベーション創出・人材育成(戦略1)

青森ブランドの価値を創る地域人材の育成(COC)

オール青森で取り組む「地域創生人材」育成定着事業(COC+)

[地域を基とした他大学の学位]

大学名	研究科等名	学位（修士）
[国立] 福島大学	地域政策科学研究科	地域政策
[国立] 金沢大学	人間社会環境研究科 地域創造学専攻	地域創造学
[国立] 岐阜大学	地域科学研究科	地域科学
[国立] 鳥取大学	持続性社会創生科学研究科	地域学
[国立] 佐賀大学	地域デザイン研究科	地域デザイン
[公立] 高崎経済大学	地域政策研究科	地域政策学
[私立] 札幌学院大学	地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント学
[私立] 旭川大学	地域政策研究科	地域政策学
[私立] 青森中央学院大学	地域マネジメント研究科	地域マネジメント
[私立] 帝京大学	経済学研究科 地域経済政策学専攻	地域経済政策学
[私立] 大阪商業大学	地域政策学研究科	地域政策学

[海外大学の学位]

大学名	学位
オレゴン大学（アメリカ）	<u>Community</u> & Regional Planning
コーネル大学（アメリカ）	Conservation and <u>Sustainable</u> Development (minor)
ウィスコンシン大学マディソン校（アメリカ）	<u>Community</u> and Environmental Sociology
ユニバーシティカレッジロンドン（イギリス）	Environment and <u>Sustainable</u> Development
ロンドン大学 ロイヤルホロウェイ校（イギリス）	MS <u>Sustainability</u> and Management
バース大学（イギリス）	Education for <u>Sustainable</u> Development MA
オーストラリア国立大学（オーストラリア）	Master of <u>Sustainable</u> Heritage Development and Management
ニューサウスウェールズ大学（オーストラリア）	Master of <u>Sustainable</u> Development
南クイーンズランド大学（オーストラリア）	Master of <u>Sustainability</u> Science
ディーキン大学（オーストラリア）	Master of International and <u>Community</u> Development

授与する学位名称の決定方法

スケジュール

履修前／入学当初

履修開始後／1・2年次

修了時

地域リノベーション専攻

ガイダンス

履修モデルの提示
研究指導教員・副指導教員の制度の説明
履修科目、修士論文、取得学位の説明

研究指導分野及び
研究指導教員・副指導教員を決定

履修指導

学部で培った専門分野や修了後の進路，
研究テーマ，取得したい学位を考慮し，
専攻科目及び特別研究について
個別に綿密な履修指導を行う。

専攻科目

地域リノベーション特論
政策・事業評価演習
[必修]

他 6 科目
[選択必修]

専攻科目

地域リノベーション特論
政策・事業評価演習
[必修]

他 6 科目
[選択必修]

特別研究

コミュニティデザイン特別研究Ⅰ
コミュニティデザイン特別研究Ⅱ
[選択必修]

特別研究

レバリエステクノロジー特別研究Ⅰ
レバリエステクノロジー特別研究Ⅱ
[選択必修]

地域共創科目

インターシッポ°A [選択]
インターシッポ°B [選択]
地域共創特論 [必修]
地域共創演習 [必修]

スキル科目

地域データ解析特論
知財産管理特論
[必修]

修士論文

修士(地域共創社会学)

修士論文

修士(地域共創工学)

産業創成科学専攻

ガイダンス

履修モデルの提示
研究指導教員・副指導教員の制度の説明
履修科目、修士論文、取得学位の説明

研究指導分野及び
研究指導教員・副指導教員を決定

履修指導

学部で培った専門分野や修了後の進路，
研究テーマ，取得したい学位を考慮し，
専攻科目及び特別研究について
個別に綿密な履修指導を行う。

専攻科目

地域産業創成特論
共創価値創出演習
[必修]

他 6 科目
[選択必修]

専攻科目

地域産業創成特論
共創価値創出演習
[必修]

他 6 科目
[選択必修]

特別研究

食産業イノベーション特別研究Ⅰ
食産業イノベーション特別研究Ⅱ
[選択必修]

特別研究

グローバルビジネス特別研究Ⅰ
グローバルビジネス特別研究Ⅱ
[選択必修]

地域共創科目

インターシッポ°A [選択]
インターシッポ°B [選択]
地域共創特論 [必修]
地域共創演習 [必修]

スキル科目

地域データ解析特論
知財産管理特論
[必修]

修士論文

修士(地域共創農学)

修士論文

修士(地域共創経営学)

○国立大学法人弘前大学職員就業規則 [抜粋]

(平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 5 号)

第 6 節 退職

(自己都合退職)

第 20 条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ退職を予定する日の 14 日前までに文書をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。
- 3 職員は、退職を願い出ても退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年退職)

第 21 条 職員は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。

- 2 前項の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる年齢とする。

(1) 大学教員 満 65 歳

(2) 第 24 条第 1 項の規定に基づき再雇用された者 満 65 歳

(3) 前 2 号以外の者 満 60 歳

(定年による退職の特例)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該業務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

- 2 前項の期限又はこの項の規定により更新された期限は、3 年を超えない範囲で更新することができるものとする。

(その他の退職)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 任期の定めがあるとき、その任期を満了した場合
- (2) 本学の学長、理事及び監事になったとき
- (3) 第 15 条第 1 項各号の規定により休職とした職員が、第 18 条各項に規定する休職の上限期間を満了したにもかかわらず復職できないとき
- (4) 死亡したとき

(高年齢者の再雇用)

第 24 条 第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定により退職する職員(大学教員を除く。)で、引き続き雇用を希望する者については、国立大学法人弘前大学職員の再雇用に関する規程(平成 25 年規程第 23 号)により再雇用するものとする。ただし、第 23 条第 3 号又は第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由に該当する者については、この限りではない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の再雇用に関して必要な事項は、別に定める。

履修モデル（学位別）

資料 5

専攻名：地域リノベーション専攻

学位：修士（地域共創社会学）

【研究テーマ】 自然エネルギーの導入による地域経営の自立化

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	インターンシップB ① [選択]	6単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修]	知的財産管理特論 ① [必修]	2単位
専攻科目	地域リノベーション特論 ② [必修]	政策・事業評価演習 ② [必修]	16単位 (18単位)
	地域調査演習 ② [選択必修]	地域研究特論 ② [選択必修]	
	循環型エネルギー工学特論 ② [選択必修] (異分野)	応用社会学特論 ② [選択必修]	
	社会教育演習 ② [選択必修]	コミュニティデザイン演習 ② [選択必修]	
特別研究	コミュニティデザイン特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	コミュニティデザイン特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	24 単位	8 単位 (10 単位)	3 2 単位 (34 単位)

○数字は単位数

() はクロス履修科目を含んだ取得単位数

専攻名：地域リノベーション専攻

学位：修士（地域共創工学）

【研究テーマ】 産学連携を通じた地域防災の推進

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	地域共創特論 ② [必修]	5単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修]	知的財産管理特論 ① [必修]	2単位
専攻科目	地域リノベーション特論 ② [必修]	レジリエンス科学特別演習 ④ [選択必修]	16単位 (18単位)
	グループ・ダイナミクス特論 ② [選択必修] (異分野)	(産学連携学特論 ②) [選択必修] (クロス履修科目)	
	防災地質学特論 ② [選択必修]		
	地盤震動工学特論 ② [選択必修]	防災構造工学特論 ② [選択必修]	
特別研究	レジリエンステクノロジー特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	レジリエンステクノロジー特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	19 単位	12 単位 (14 単位)	31 単位 (33 単位)

○数字は単位数

() はクロス履修科目を含んだ取得単位数

専攻名：産業創成科学専攻
学位：修士（地域共創農学）

 【研究テーマ】 地域の特性にあわせた
機能性食品の開発

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	地域共創特論 ② [必修] 地域共創演習 ② [必修]	5単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修] 知的財産管理特論 ① [必修]		2単位
専攻科目	地域産業創成特論 ② [必修] 共創価値創出演習 ② [必修] 食品栄養科学特論 ② [選択必修] ベンチャービジネス特論 ② [選択必修]（異分野） 地域産物活性化特論② [選択必修] 食料科学特論 ② [選択必修]	食サイエンス特別演習 ④ [選択必修] (地域研究特論 ②) [選択必修] (クロス履修科目)	16単位 (18単位)
特別研究	食産業イノベーション特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	食産業イノベーション特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	19 単位	12単位 (14 単位)	31単位 (33単位)

○数字は単位数

() はクロス履修科目を含んだ取得単位数

専攻名：産業創成科学専攻
学位：修士（地域共創経営学）

 【研究テーマ】 地域資源を活用した
ビジネス展開と評価

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	地域共創特論 ② [必修] 地域共創演習 ② [必修]	5単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修] 知的財産管理特論 ① [必修]		2単位
専攻科目	地域産業創成特論 ② [必修] 共創価値創出演習 ② [必修] ベンチャービジネス特論 ② [選択必修] 農産物輸出ビジネス特論 ② [選択必修] グローバルビジネス特論 ② [選択必修] 国際食品マーケティング特論 ② [選択必修] 地域産物活性化特論② [選択必修]（異分野） プロダクトデザイン特論 ② [選択必修]	(社会心理学演習 ②) [選択必修] (クロス履修科目)	16単位 (18単位)
特別研究	グローバルビジネス特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	グローバルビジネス特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	23 単位	8 単位 (10単位)	31単位 (33単位)

○数字は単位数

() はクロス履修科目を含んだ取得単位数

履修モデル（資格別）

資料 6

「専門社会調査士」の資格を取得する場合

専攻名：地域リノベーション専攻

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	インターンシップB ① [選択]	6単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修]	知的財産管理特論 ① [必修]	2単位
専攻科目	地域リノベーション特論 ② [必修] 地域研究特論 ② [選択必修] 地域社会学演習 ② [選択必修] 都市・農村計画特論 ② [選択必修]	地域共創特論 ② [必修] 地域共創演習 ② [必修] 地域調査演習 ② [選択必修] 応用社会学特論 ② [選択必修] コミュニティデザイン演習 ② [選択必修]	16単位
特別研究	コミュニティデザイン特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	コミュニティデザイン特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	24 単位	8 単位	32 単位

○数字は単位数

「食の6次産業化プロデューサー LEVEL3(国家戦略・フーズフェッショナル検定)」の資格を取得する場合

専攻名：産業創成科学専攻

科目区分	1 年 次	2 年 次	取得単位
地域共創科目	インターンシップA ① [選択]	地域共創特論 ② [必修]	5単位
スキル科目	地域データ解析特論 ① [必修]	知的財産管理特論 ① [必修]	2単位
専攻科目	地域産業創成特論 ② [必修] 食料科学特論 ② [選択必修] 食品栄養科学特論 ② [選択必修]	共創価値創出演習 ② [必修] 国際食品マーケティング ② [選択必修] 食品循環流通学特論 ② [選択必修]	22単位
特別研究	食産業イノベーション特別研究Ⅰ ④ [選択必修]	食産業イノベーション特別研究Ⅱ ④ [選択必修]	8単位
	19 単位	18 単位	37 単位

○数字は単位数

国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程

平成 19 年 6 月 25 日制定規程第 14 号

改正 平成 21 年 2 月 9 日

平成 24 年 2 月 1 日規程第 4 号

平成 25 年 4 月 19 日規程第 67 号

平成 27 年 3 月 20 日規程第 106 号

平成 27 年 3 月 20 日規程第 79 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)に所属する研究者(以下「研究者」という。)による研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)に関し、事前に予防に努めること、及びかかる問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的として、本学の対応及び関係者のとるべき措置等を定める。

(研究者)

第 2 条 この規程で、研究者とは、本学に雇用されている者及び本学に雇用されているとみなされる者並びに本学の施設・設備を利用する者で研究に携わる者をいう。

(対象とする不正行為)

第 3 条 この規程において不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為に当たらない。

- (1) 捏造 存在しないデータや研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録、報告、論文等に利用すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、それを記録すること。またそのような真正でない変更あるいは変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前 3 号までに掲げる不正行為に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、一編の研究論文を発表可能な最小単位に分割し、同一の研究から複数の論文投稿を行うサラム論文、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び悪質な意図に基づく論文等の不引用など）。
- (5) 前 4 号までに掲げる不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅、立証妨害、追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、滅失、未整備。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めな

なければならない。

2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 前項に規定する保存期間に関し必要な事項は、別に定める。

(最高管理責任者)

第 5 条 本学に、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、学内における公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、本学に所属する職員、学生の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するとともに、倫理規範を修得させるため、研究倫理教育を行う。

4 前項の研究倫理教育については別に定める。

(統括管理責任者等)

第 6 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について本学全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置き、理事（研究担当）をもって充てる。

2 前項のほか、学生の教育及び職員の教育、研修に関する管理に責任と権限を有する管理責任者を置き、それぞれ理事（教育担当）及び理事（総務担当）をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第 7 条 各部局の研究者に対する研究倫理教育を実施し、その受講状況及び理解度を把握し、未受講の研究者及び理解度が低い研究者に対し必要な指導を行うことについて責任と権限を有する研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

(研究倫理委員会の設置)

第 8 条 本学に、研究者による不正行為を防止するため、次の各号に掲げる委員で組織する研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(1) 理事（研究担当）

(2) 理事（総務担当）

(3) 理事（教育担当）

(4) 学長が指名する部局長 3 名

(5) その他委員長が必要と認めた職員

(倫理委員会委員の任期)

第 9 条 前条第 4 号及び第 5 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 前条第4号及び第5号の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 倫理委員会に委員長を置き、第8条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は倫理委員会を主宰する。

3 倫理委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(倫理委員会の職務)

第11条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 研究倫理についての研修及び教育に係る企画及び実施に関する事項

(2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

(3) 不正行為の防止に関する事項

(4) その他研究倫理に関する事項

(庶務)

第12条 倫理委員会の庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(告発等の受付・相談窓口)

第13条 本学における不正行為に関する告発等の受付・相談窓口(以下「受付窓口」という。)は研究推進部研究推進課(以下「担当課」という。)とする。

2 告発等の受付から調査に至る体制における責任者は、統括管理責任者とする。

(告発等の取扱い)

第14条 告発は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発者が受付窓口へ直接行う。

2 原則として、告発は氏名を明らかにして行わなければならない。

3 告発の受付は、不正行為を行ったとする研究者、研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されているもののみとする。

4 第2項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、その内容に応じて、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

(疑惑発生時の対応)

第15条 担当課は、不正行為に関する相談、調査依頼又は通報を随時受け付ける。

また、告発を受け付けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告する。

2 統括管理責任者は、告発受付後概ね10日以内に、事案に応じて予備調査の可否を決定する。

(予備調査の実施)

第16条 統括管理責任者は、前条による調査が必要であると決定したときは、最高管理責任者へ報告する。また、統括管理責任者は倫理委員会(以下「委員会」という。)において不

正行為の疑惑が生じている倫理分野における学内外の専門家らの協力を得て、予備調査を実施する。

(調査委員会の設置)

第 17 条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果を、告発受理後概ね 30 日以内に最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、報告受理後概ね 10 日以内に本調査実施の可否を決定するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者の報告に基づき、本調査の実施を必要と認めた場合、報告受理日から起算して、概ね 50 日以内に教育研究評議会に外部の専門家を含めた調査委員会を設置する。

4 前項に規定する調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(認定)

第 18 条 調査委員会は調査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、教育研究評議会の議を経て、不正行為か否かを認定する。

(調査結果の通知)

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果を調査関係者に通知する。

(不服申立て)

第 20 条 不正行為を行ったものと認定された被告発者は、最高管理責任者の通知した調査結果に対して不服があるときは、調査結果を通知した日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に不服の申立てを行うことができる。不服申立てがなされた場合、最高管理責任者は調査委員会に審査を行わせ、必要に応じて再調査を命ずる。

(不正行為の認定を受けた被告発者等に対する措置)

第 21 条 最高管理責任者は、被告発者の不正行為を認定したときは、学内規則等に基づき不正行為の認定を受けた者(以下「不正認定者」という。)に必要な処分を講ずるとともに不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

2 最高管理責任者は、前項に加えて不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、学内規則等に基づき必要な処置を講ずるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究費使用の禁止)

第 22 条 不正認定者には、本学の指示する日以後禁止が解除されるまでの間、内外の競争的資金を含め全ての研究費の使用を禁止する。ただし、研究機器等の維持に研究費を使用する場合はこの限りではない。

(研究費の返還)

第 23 条 不正認定者には、既に使用した研究費について、その全部又は一部を返還させることがある。

(調査結果の公表)

第 24 条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定を行った場合には、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定を行った場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に対し公になっていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果の概要を公表する。

(悪意に基づく告発者の処分)

第 25 条 最高管理責任者は、予備調査及び本調査の結果、告発に十分な科学的合理性のある根拠がなく、かつ被告発者を陥れ、又は本学等に不利益を与えることを目的とした告発であったと判断したときは、当該告発を研究妨害とみなし、当該告発者に対し、必要に応じて氏名の公表又は懲戒等の処分もしくは刑事告発等の措置を講ずる。

(不正行為が認定されなかった場合の対応措置)

第 26 条 調査を経て、最高管理責任者が被告発者に不正行為の事実はないと認めたときは、関係各部署等に対し別に定める必要な措置を要請するものとする。

(その他)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応について必要な事項は、倫理委員会の議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 9 日)

この規程は、平成 21 年 2 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 1 日規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 19 日規程第 67 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

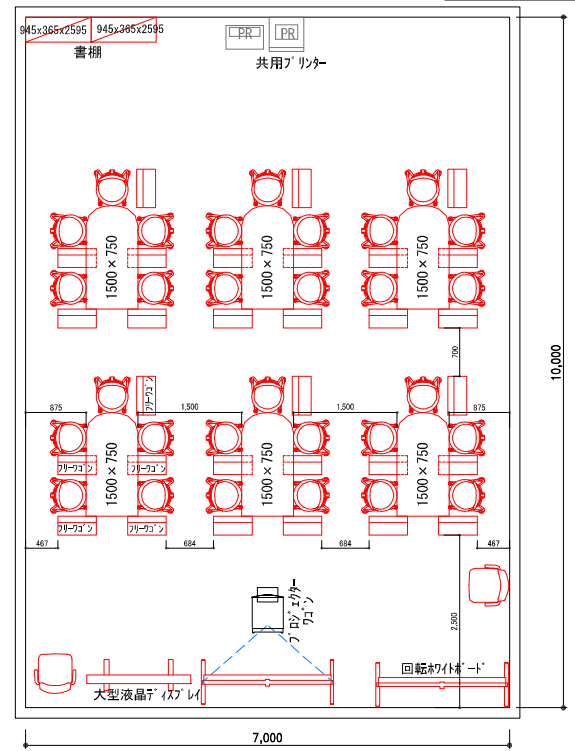
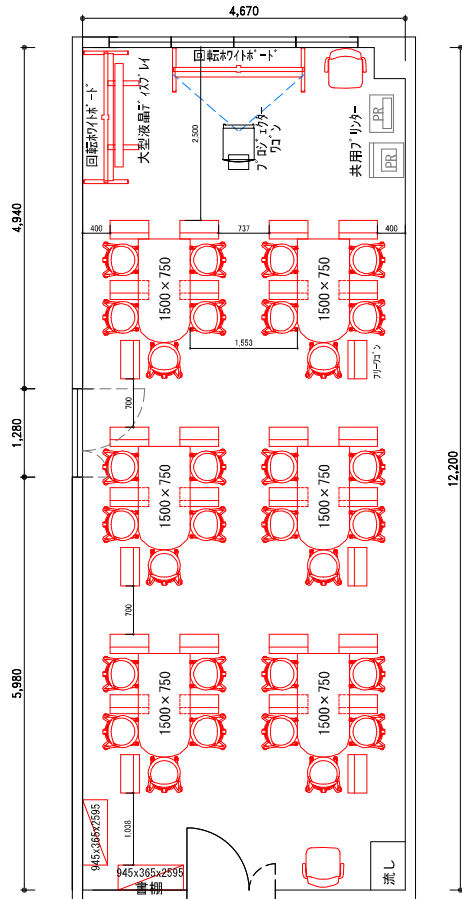
附 則(平成 27 年 3 月 20 日規程第 106 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規程第 79 号)

この規程は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

院生室 2
(30席)
コラボ弘大 6階



院生室 1
(30席)

コラボ弘大 1階